

ご遺族サポートハンドブック

「ご遺族サポートコーナー」のご案内

ご遺族の方に市役所内で必要な手続きをご案内し、申請書類の作成をサポートします。ご利用は、**予約制**です。

予約状況によっては、ご利用日時のご希望に添えない場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。

予約電話

0776-20-5262

- ・受付時間は8:30～17:15です（土日祝日、年末年始を除く）。
- ・来庁希望日の前日12:00までに予約してください。

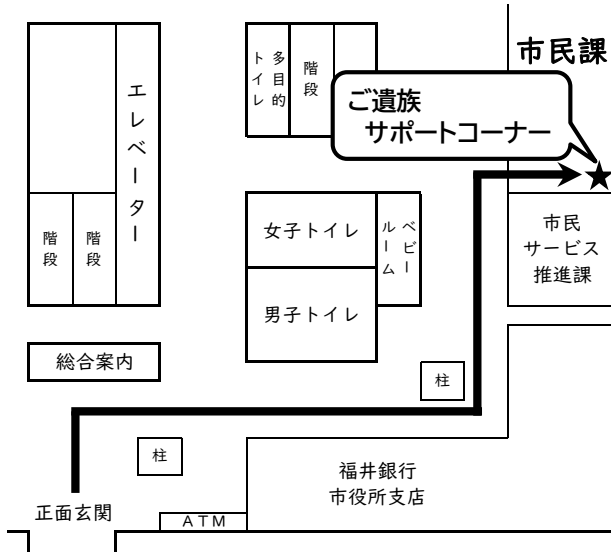
ご利用時間

次の①～④の時間枠からお選びください（土日祝日、年末年始を除く）。

- ① 9:00～10:30
- ② 10:30～12:00
- ③ 13:30～15:00
- ④ 15:00～16:30

場所

福井市役所本館1階
市民課⑦番窓口



注意事項

- ・手続きができる方は、相続人となる方です。
- ・来庁前に、P.Iの持ち物を必ずご確認ください。
- ・手続き内容によっては、担当課をご案内することがあります。

福井市

令和5年4月

Ver.3.2

ご遺族の皆様へ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

亡くなられた方に関する手続きは故人ごとに異なり、ご不安をお持ちのご遺族の方もおられることと存じます。

この「ご遺族サポートハンドブック」では、市役所での手続きのほか、市役所以外での主な手続きも併せてご案内しております。

当ハンドブックをご利用いただくことで、皆様のご負担を少しでも和らげることができましたら幸いです。

目次

	ページ
1 手続きに必要なとなる代表的な持ち物	1
2 市役所での手続きチェックリスト	2
3 具体的な手続き	4
(1) マイナンバー・印鑑登録	4
(2) 健康保険	4
(3) 年金	5
(4) 介護保険	5
(5) 市税・車両等	6
(6) 障害福祉・指定難病	7
(7) 子ども福祉・子育て支援	8
(8) 上下水道・住居等	10
(9) 事業主・各種免許等	12
(10) その他市役所以外での主な手続き・相談等	14
4 戸籍謄本や住民票の写し等の交付について	16
5 遺品の処分	18
6 お住まいになられていた家が空き家になったとき	19
7 ご遺族の相談・支援窓口	20
8 庁舎等案内図	22

1 手続きに必要なとなる代表的な持ち物

亡くなられた方に関するもの

(紛失等により該当する証書等が無い場合は、窓口でお申し出ください)

- 国民健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険に加入している方の世帯主が亡くなった場合は、
同じ世帯の中で国民健康保険に加入している方全員の被保険者証
- 喪主が確認できるもの（会葬礼状、埋火葬許可証、葬儀の領収書等）
- 介護保険被保険者証
- 印鑑登録カード
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 各種医療費受給者証（重度障がい者、指定難病、子ども、ひとり親等）
- 年金手帳または基礎年金番号通知書・年金証書等、年金番号がわかるもの ※詳細は、P.5 (3)年金の項目をご覧ください。
- その他市から交付された各証 等

ご遺族のもの

- 来庁されるご遺族の本人確認書類
 - ・官公署が発行した顔写真付きの証明書の場合 1点
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)
 - ・写真付きのものがない場合は、官公署が発行した証明書など 2点
(健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書など)
- 預貯金通帳（相続人代表者、喪主）
- 認印（氏名が自署でない場合や、葬祭費・還付金等の申請で振込先名義人が申請者と異なる場合等、必要となる場合があります。）

i その他の持ち物について

死亡届提出後に必要となる手続きは、個人ごとに異なります。上記の持ち物以外でも、手続きごとに必要なものがございます。

該当ページをご覧ください、必要に応じて担当窓口へお問合せください。

2 市役所での手続きチェックリスト (詳細は4ページ以降をご覧ください)

項目	対象者	主な手続き	該当	ページ	担当窓口								
マイナ・印鑑	マイナンバーカードをお持ちの方	・カード返納不要		4	市民課								
	印鑑登録カードをお持ちの方	・カードの返納											
健康保険	国民健康保険に加入している方	・保険証等の返還 ・葬祭費の支給申請 ・送付先変更の届出 ・被保険者証の変更 等		4	保険年金課								
	後期高齢者医療制度に加入している方	・保険証等の返還 ・葬祭費の支給申請 ・送付先変更の届出 等											
年金	国民年金（障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金）を受給している方	・未支給年金の請求		5									
	国民年金に加入している方	・遺族基礎年金、寡婦年金または死亡一時金の請求											
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている方	・資格喪失の届出（被保険者証等の返還）等			介護保険課								
市税・車両等	亡くなられた方の口座から市税を引落ししている方	・口座の変更		6	納税課								
	納税組合加入の方（組合を通さずに残期分納付希望の場合）	・納税組合員異動の届出											
	市税還付金がある方	・還付金振込先口座の届出											
	市税の納付が必要な方	・納付書の再発行等			市民税課								
	納税通知書の送付先変更が必要な方（市・県民税、軽自動車税）	・送付先変更の届出											
	福井市ナンバーの原付や小型特殊自動車をお持ちの方	・名義変更、廃車											
	固定資産をお持ちの方、共有名義の固定資産の代表者である方	・納税義務者の指定 ・納税通知書の送付先変更											
未登記家屋をお持ちの方	・名義変更		資産税課										
障がい福祉・指定難病	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・手帳の返還		7	障がい福祉課								
	重症心身障害児(者)福祉手当を受給している方	・受給資格喪失の届出 ・未支払分振込のための相続人指定											
	特別障害者福祉手当、障害児福祉手当、経過措置福祉手当を受給している方	・死亡の届出 ・未支払分の請求 ・未支払分振込のための相続人指定											
	特別児童扶養手当を受給している方または支給対象児童	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>〈受給者〉</td> <td>〈支給対象児童〉</td> </tr> <tr> <td>・死亡の届出</td> <td>・資格喪失届</td> </tr> <tr> <td>・未支払分の請求</td> <td>・額改定の届出</td> </tr> <tr> <td>・受給者の変更</td> <td></td> </tr> </table>	〈受給者〉			〈支給対象児童〉	・死亡の届出	・資格喪失届	・未支払分の請求	・額改定の届出	・受給者の変更		
	〈受給者〉	〈支給対象児童〉											
	・死亡の届出	・資格喪失届											
	・未支払分の請求	・額改定の届出											
	・受給者の変更												
重度障がい者(児)医療費等助成を受けている方	・受給者証の返還 ・助成金振込のための相続人指定												
その他の障害福祉サービス等を受給している方	・受給者証の返還												
福井市タクシー利用助成券をお持ちの方	・助成券の返還												
特定医療費(指定難病)を受給している方	・受給者証返還の届出		福井市保健所 地域保健課										

項目	対象者	主な手続き		該当	ページ	担当窓口
子ども福祉・子育て支援※	児童手当を受給している方 または対象児童	〈受給者〉 ・未支払分の請求 ・受給者変更 ・資格情報変更	〈対象児童〉 ・受給資格喪失の届出 ・額改定の届出		8	子ども福祉課
	児童扶養手当を受給している方 または対象児童	〈受給者〉 ・受給者の死亡届 ・未支払分の請求 ・新規認定請求	〈対象児童〉 ・受給資格喪失の届出 ・額改定の届出			
	子ども医療費助成受給の方 または対象児童	〈受給者〉 ・受給者変更	〈対象児童〉 ・受給資格喪失の届出			
	ひとり親家庭等医療費等助成受給の方 または対象児童	・受給資格喪失の届出 ・新規認定申請				
	保育園、認定こども園、幼稚園 在園児の保護者または対象児童	・代表保護者変更の届出 ・保育園等の退園の届出			9	各園(子育て支援課)
	在宅育児応援手当受給の方 または対象児童	・申請書の記載事項の変更				子育て支援課
	就学援助を受けている方	・変更申請				各小中学校(学校教育課)
小児慢性特定疾病医療費受給の方 または対象児童	〈受給者〉 ・受給者変更の届出 ・支給認定の変更申請	〈対象児童〉 ・受給者証返還の届出			福井市保健所 地域保健課	
上下水道・住居等	水道をご使用の方	・名義変更 ・使用中止 ・支払方法、請求書送付先の変更			10	上下水お客様センター
	下水道と併せて井戸水等をご使用の方	・井戸水等の休止または廃止 ・世帯人数、使用者、引落口座の変更				
	集落排水区域に居住し、水道水以外の水(井戸水等)をご使用の方	・井戸水等の休止または廃止 ・世帯人数、使用者、引落口座の変更				
	美山地区で浄化槽使用料をお支払いの方	・井戸水等の休止 ・世帯人数、使用者、引落口座の変更 ・浄化槽の名義人変更や休止				上下水お客様センター 上下水道サービス課
	浄化槽を設置している方	・管理者変更の報告または使用廃止(休止)の届出				福井市保健所 生活衛生課
	道路・水路等を占有している方	・名義変更・承継				監理課
	市営住宅に入居している方	・入居承認の申請 ・返還の届出 ・同居者異動の届出				市営住宅課
	市営墓地(西墓地、東山墓地、 兔越山墓地)をご使用の方	・名義変更			11	公園課
	農地・林地を相続した方	・農地法第3条の3の規定による届出 ・森林の土地所有者の届出				農業委員会事務局 林業水産課
	通話録音装置の貸与を受けている方	・装置の返却				消費者センター
犬を飼っている方	・所有者または犬の所在地変更の届出			福井市保健所 生活衛生課		
事業主・各種免許等	法人市民税の申告義務のある法人の代表者	・代表者の変更			12	市民税課
	屋外広告物管理者 特例屋外広告業届出者	・変更の届出				監理課
	各種事業所を営んでいる方 各種免許等をお持ちの方	・廃止または承継の届出 等 ・登録抹消申請 等			12 ～	福井市保健所 各所属

※ ひとり親となられた方の相談窓口については、9ページに掲載しています。

3 具体的な手続き

(□はお持ちいただくものです)

(1) マイナンバー・印鑑登録

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
マイナンバー	マイナンバーカードをお持ちの方	カード返納不要	死亡届と同時にカードの機能は失効します。 相続等の手続きに、マイナンバーの記載が必要になる場合があります。 手続き終了後に破棄願います。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> 市民課 (本館1階) TEL:20-5286 FAX:20-6032
印鑑登録	印鑑登録カードをお持ちの方	印鑑登録カードの返納	□印鑑登録カード 死亡に伴い印鑑登録は抹消されます。 ご都合の良い時に返却してください。	

(2) 健康保険

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
国民健康保険	国民健康保険に加入している方	保険証等の返還 葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証、限度額認定証、特定疾病証の各証 <input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できる書類(会葬礼状や埋火葬許可証など) <input type="checkbox"/> 喪主の通帳 [手続期限] 葬祭を行った日の翌日から2年以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> 保険年金課 (本館2階) TEL:20-5383 FAX:20-5747
		高額療養費、療養費等の振込先の登録または変更	後日、市から対象者に申請書を送付します。 [手続期限] 診療日から2年以内	
	納税通知書の送付先変更が必要な方	送付先変更の届出	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先の変更を希望する場合は、右記窓口に提出してください。	
	国民健康保険に加入している方の世帯主の方	世帯内の国保加入者の保険証等の記載事項変更	<input type="checkbox"/> 同一世帯の国保加入者全員の被保険者証 限度額認定証 特定疾病証の各証	
後期高齢者医療	後期高齢者医療制度に加入している方	保険証等の返還 葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証、限度額認定証、特定疾病証等の各証 <input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できる書類(会葬礼状や埋火葬許可証など) <input type="checkbox"/> 喪主の通帳 [手続期限] 葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		高額療養費、療養費等の振込先の登録または変更	対象者には、後日、福井県後期高齢者医療広域連合から申請書が届きます。 [手続期限] 診療日から2年以内	
	保険料通知書の送付先変更が必要な方	送付先変更の届出	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先の変更を希望する場合は、右記窓口に提出してください。	
その他	社会保険・共済組合等に加入している方	埋葬料の支給申請	各保険者にお問合せください。	勤務先(担当部署)や保険組合の窓口等

(3) 年金

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
国民年金	国民年金（障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金）を受給している方	未支給年金の請求	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書等 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。 [手続期限] 受給権者の年金支払日の翌月の初日から5年以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市役所</div> 保険年金課 （本館2階） TEL:20-5476 FAX:20-5747
	国民年金に加入している方	遺族基礎年金、寡婦年金または死亡一時金※の請求 ※保険料納付済期間が36か月以上ある第1号被保険者（自営業者や学生等）が対象	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書等 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。 [手続期限] 遺族基礎年金・寡婦年金 …亡くなられた日の翌日から5年以内 死亡一時金 …亡くなられた日の翌日から2年以内	
国民年金・厚生年金	上記以外の国民年金および厚生年金を受給している方または加入している方	未支給年金、遺族厚生年金の請求など	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書等 <input type="checkbox"/> 請求する方の本人確認書類 ※事前予約が必要です。 ※請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。 速やかにお手続きください。	福井年金事務所 （手寄2-1-34） P.25に案内図 TEL:0570-05-4890
農業者年金	農業者年金を受給または加入している方	J A福井県各支店へお問合せください。		J A福井県各支店
年金共済	共済年金を受給または加入している方	各共済組合へお問合せください。		各共済組合
恩給	恩給を受給している方	右記窓口へお問合せください。		総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
企業年金	企業年金を受給または加入している方	右記窓口へお問合せください。		企業年金連合会 0570-02-2666

(4) 介護保険

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている方	資格喪失の届出（被保険者証等の返還）	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(緑)、負担割合証(黄)、各種認定証	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市役所</div> 介護保険課 （別館2階） TEL:20-5715 FAX:20-5766
		高額介護等サービス費の振込先変更	振込先の口座が亡くなられた方のものである場合は、変更手続きが必要です。 [手続期限] サービスを提供した月の翌月の初日から2年以内	
		介護保険料の精算（還付または納付）	後日、市から対象者に通知書を送付します。 詳しい精算内容を知りたい場合は、右記窓口へお問合せください。	

(5) 市税・車両等

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
納税全般	亡くなられた方の口座から市税を引落ししている方	口座の変更	対象者には、残期分納付書を送付します。 引き続き口座振替による納付を希望する場合は、右記窓口へお問合せください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> 納税課 (本館 2 階) TEL:20-5330 FAX:20-5339
	納税組合加入の方	納税組合員異動の届出	納税組合を通さずに残期分を納付することを希望する場合は、納税組合員異動届(脱退の手続きに必要な書類)を送付します。右記窓口へ連絡してください。	
	市税還付金がある方	還付金振込先口座の届出	対象者には、後日、市から過誤納金還付通知書兼請求書を送付しますので、返送いただくか、窓口にお持ちください。	
	市税の納付が必要な方	納付書の再発行等	右記窓口へお問合せください。	
市・県民税、軽自動車税(種別割)	納税通知書の送付先変更が必要な方	送付先変更の届出	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先の変更を希望する場合は、右記窓口へお問合せください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> 市民税課 TEL:20-5306 FAX:20-5748
	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(福井市ナンバー)をお持ちの方	名義変更	毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されますので、名義変更・廃車はお早めにお手続きください。 <input type="checkbox"/> 相続人(新所有者)の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険証明書(農耕作業車は不要) [手続期限] 相続の日から 15 日以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> 市民税課 (同上) 市民課(証明係) (本館 1 階) TEL:20-5739 FAX:20-6032 美山・越廼・清水 連絡所 (P.17)
	※軽自動車、普通自動車、125cc 超の二輪の手続きは、P.14 へ	廃車	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ナンバープレート [手続期限] 亡くなられた日から 30 日以内	
固定資産税、都市計画税	固定資産をお持ちの方	納税義務者の指定	翌年度以降の固定資産税等を納める方の届出が必要です。 後日、市から原則死亡届の届出人に申告書を送付しますので、返送いただくか、窓口にお持ちください。 所有者に関するご不明な点等は、右記窓口へお問合せください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> 資産税課 (本館 2 階) TEL:20-5315 FAX:20-5771
	共有名義の固定資産の代表者である方	送付先変更の届出	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先の変更を希望する場合は、右記窓口へお問合せください。	
	未登記家屋をお持ちの方	未登記の家屋の名義変更	<input type="checkbox"/> 相続関係図 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の出生から死亡までの除籍謄本(確認後原本返却) <input type="checkbox"/> 相続人の現在戸籍(確認後原本返却) <input type="checkbox"/> 関係者全員の印鑑証明書を添付した遺産分割協議書、公正証書による遺言状など、権利を取得することがわかる書類(確認後原本返却) 詳しくは、右記窓口へお問合せください。	

(6) 障がい福祉・指定難病

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
障がい福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳の返還	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市役所</div> 障がい福祉課 (別館1階) TEL:20-5435 FAX:20-5407
	重症心身障害児(者)福祉手当を受給している方	資格喪失の届出 未支払分振込のための相続人指定	<input type="checkbox"/> 相続人名義の通帳	
	特別障害者福祉手当、障害児福祉手当、経過措置福祉手当を受給している方	死亡の届出 未支払分の請求 未支払分振込のための相続人指定	<input type="checkbox"/> 相続人名義の通帳	
	特別児童扶養手当受給者	死亡の届出 未支払分の請求 受給者の変更	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳 <input type="checkbox"/> 新規受給者名義の通帳	
	特別児童扶養手当支給対象児童	資格喪失届または額改定の届出	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	
	重度障がい者(児)医療費等助成を受けている方	受給者証の返還 助成金振込のための相続人指定	<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人名義の通帳	
	その他の障害福祉サービス等を受けていた方	福祉サービス受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 福祉サービス受給者証(オレンジ色の手帳)	
	福井市タクシー利用助成券をお持ちの方	助成券の返還	<input type="checkbox"/> 福井市タクシー利用助成券	
指定難病	特定医療費(指定難病)を受給している方	受給者証返還の届出	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 速やかにお手続きください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">福井市保健所</div> 地域保健課 (西木田2-8-8) TEL:33-5182 FAX:33-5473

(7) 子ども福祉・子育て支援

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
児童手当	児童手当を受給している方	未支払い分の請求 受給者変更	<input type="checkbox"/> 対象児童の通帳等の写し <input type="checkbox"/> 対象児童の認印 (氏名が自署でない場合) <input type="checkbox"/> 新受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバー <input type="checkbox"/> 新受給者の通帳等の写し [手続期限] 亡くなられた月の月末まで または亡くなられた日の翌日から 15日以内	市役所 子ども福祉課 (別館2階) TEL:20-5412 FAX:20-5735 ※公務員の場合は勤務先
	児童手当支給対象児童	受給資格喪失の届出 または 額改定の届出	速やかにお手続きください。	
児童扶養手当	児童扶養手当を受給している方	受給者の死亡届 未支払い分の請求	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳等の写し <input type="checkbox"/> 対象児童の認印 (氏名が自署でない場合) 速やかにお手続きください。	市役所 子ども福祉課 (別館2階) TEL:20-5412 FAX:20-5735
		新たな受給者の認定請求	右記窓口へご相談ください。	
	児童扶養手当支給対象児童	受給資格喪失の届出 または 額改定の届出	速やかにお手続きください。	
医療費助成	子ども医療費助成受給の方	受給者変更	<input type="checkbox"/> 対象児童の健康保険証 <input type="checkbox"/> 新受給者の通帳等の写し <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 速やかにお手続きください。	市役所 子ども福祉課 (別館2階) TEL:20-5412 FAX:20-5735
	子ども医療費助成対象児童	受給資格喪失の届出	速やかにお手続きください。	
	ひとり親家庭等医療費等助成受給の方	受給資格喪失の届出	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療受給者証 <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳等の写し 速やかにお手続きください。	
		新たな受給者の認定請求	右記窓口へご相談ください。	
ひとり親家庭等医療費等助成の対象児童	受給資格喪失の届出	速やかにお手続きください。		

以上2点は、中学校修了前までの最年長の児童の方のものをお持ちください。

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
保育園・幼稚園	保育園、認定こども園、幼稚園(仁短附・福大附を除く)在園児の保護者	代表保護者変更の届出	□支給認定証または施設等利用給付認定通知書	各園 または 市役所 子育て支援課 (別館2階) TEL:20-5270 FAX:20-5490
	上記在園児	保育園等の退園の届出		
在宅育児応援	在宅育児応援手当を受給している方 または対象児童	申請書の記載事項の変更	速やかにお手続きください。 受給にあたっては所得要件等がございますので、詳しくは右記窓口へお問合せください。	市役所 子育て支援課 (別館2階) TEL:20-5270 FAX:20-5490
就学援助	就学援助を受けている方	変更申請	右記窓口にご相談ください。	各小中学校 または 市役所 学校教育課 (本館6階) TEL:20-5350 FAX:20-5344
小児慢性特定疾病	小児慢性特定疾病医療費受給者の方	受給者変更の届出 支給認定の変更申請	右記窓口へご相談ください。	福井市保健所 地域保健課 (西木田2-8-8) TEL:33-5182 FAX:33-5473
	小児慢性特定疾病医療費受給対象児童	受給者証返還の届出	□小児慢性特定疾病医療受給者証 速やかにお手続きください。	

i ひとり親となられた方の相談窓口

ひとり親家庭就業・自立支援センター (市役所別館2階 子ども福祉課内)
TEL:20-5140 FAX:20-5735

「ひとり親家庭就業・自立支援センター」(福井市役所子ども福祉課内)では、ひとり親の方の生活全般の悩みから就労相談などのさまざまな相談に応じるほか、各支援制度をご案内しています。

20歳未満の児童を養育している方が配偶者を亡くされた場合は、各支援制度の対象となる場合があります。詳しくは、同窓口までお問合せ下さい。

また、各支援制度をまとめた「ひとり親家庭のしおり」や、結婚・子育てガイド「はぐくむbook」を作成しています。福井市ホームページから、各冊子名をキーワード検索いただいて、ご覧ください。

冊子が必要な方は、ご遺族サポートコーナー、子ども福祉課窓口にてお渡ししていますのでお申し出ください。



(8) 上下水道・住居等

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
水道	水道をご使用の方	名義変更	お電話で手続きできます。 お早めに右記窓口へ連絡してください。	福井市企業局
		使用中止	使用しなくても基本料金がかかります。 お早めに右記窓口へ連絡してください。	
		支払方法、請求書送付先の変更	お早めに右記窓口へ連絡してください。	
下水道等	下水道をご使用で、水道水以外の水（井戸水等）をご使用の方	井戸水等の休止 または廃止 世帯人数の変更 使用者の変更 引落口座の変更	お早めに右記窓口へ連絡してください。 手続きに応じた書類を送付いたします。	上下水お客様センター (大手3-13-1 企業局庁舎1階) TEL:20-5621 FAX:20-5639
	集落排水区域に居住し、水道水以外の水（井戸水等）をご使用の方	井戸水等の休止 または廃止 世帯人数の変更 使用者の変更 引落口座の変更		
	美山地区で浄化槽使用料をお支払いの方	井戸水等の休止 世帯人数の変更 浄化槽の名義人 変更や休止 使用者の変更 引落口座の変更		
浄化槽	浄化槽を設置している方	管理者変更の報告	ご不明な点は、右記窓口へお問合せください。 その他、必要な手続き等をお知らせしますので、右記窓口へ連絡してください。	福井市保健所 生活衛生課 (西木田2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473
		使用廃止（休止）の届出		

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
道路・水路占用	道路・水路等を占用している方	名義変更・承継	詳しくは、右記窓口へお問合せください。	市役所 監理課 (本館4階) TEL:20-5555
市営住宅	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居を希望する同居親族の方	入居承継承認の申請	速やかに承継の手続きが必要です。ただし、承継には条件があります。個別の状況に応じてご案内しますので、右記窓口へお問合せください。	市役所 市営住宅課 (本館4階) TEL:20-5570 FAX:20-5573
	契約者が亡くなり、退去される方	返還の届出	退去立会が必要です。個別の状況に応じてご案内します。速やかに右記窓口へお問合せください。	
	市営住宅に入居している同居親族が亡くなった場合	同居者異動の届出	速やかに、同居者異動届が必要です。詳しくは、右記窓口へお問合せください。	
市営墓地	市営墓地(西墓地、東山墓地、兎越山墓地)をご使用の方	名義変更(寺院や町内で管理している区画を使用している方を除く)	状況に応じて必要書類が異なります。お早めに右記窓口へお問合せの上、お手続きください。	市役所 公園課 (本館4階) TEL:20-5460 FAX:20-5769
農地	農地を相続した方	農地法第3条の3の規定による届出	相続登記完了後にお手続きください。 ご不明な点は右記窓口へお問合せください。 [手続期限] 権利を取得したことを知った時点から、 <u>おおむね10か月以内</u>	市役所 農業委員会 事務局 (本館5階) TEL:20-5550 FAX:20-5558
森林	森林の土地を相続した方	森林の土地所有者の届出	□当該土地の登記事項証明書や登記完了証(電子申請)の写し等届出の原因を証明する書面 □当該土地の位置を示す地図(公図や森林計画図の写し等) 相続登記完了後にお手続きください。 [手続期限] 所有者となった日から <u>90日以内</u>	市役所 林業水産課 (本館5階) TEL:20-5430 FAX:20-5752
通話録音装置	通話録音装置の貸与を受けている方	装置の返却	職員が回収します。右記窓口へ連絡してください。	消費者センター (田原1-13-6 フェニックスプラザ1階) TEL:20-5070 FAX:20-5081
犬	犬を飼っている方	所有者または犬の所在地変更の届出	右記窓口へお問合せください。新しい飼い主の住所が福井市外の場合は、住所のある自治体で手続きを行ってください。	福井市保健所 生活衛生課 (西木田2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473

(9) 事業主・各種免許等

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
法人の代表者	法人の代表者 (法人市民税の申告義務のある法人)	法人等の異動申告 (代表者の変更)	<input type="checkbox"/> 代表者変更後の登記簿謄本 [手続期限] 代表者が変更になった日から <u>1か月以内</u>	市役所 市民税課 (本館2階) TEL:20-5306 FAX:20-5748
屋外広告	屋外広告物管理者	屋外広告物表示 管理者等変更の 届出	右記窓口へお問合せください。	市役所 監理課 (本館4階) TEL:20-5555
	特例屋外広告 業届出者	特例屋外広告業 の届出事項変更		
保健衛生免許関係	保健衛生関係の 免許証をお持ちの方	登録の抹消申請	<input type="checkbox"/> 除籍抄本 <input type="checkbox"/> 現に受けている免許証 届出者は、戸籍法による死亡の届出 義務者(同居の親族、その他の同居 者、家主・地主または家屋若しくは 土地の管理人等)です。 [手続期限] 亡くなられた日の翌日から <u>30日以内</u>	
	<対象となる免許証の種類> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、 臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、 栄養士			
診療所関係	診療所・助産 所を個人で営 んでいる方	診療所または助 産所の開設者が 死亡した場合の 届出	<input type="checkbox"/> 開設者との続柄を記載した届出者 の戸籍抄本 届出者は、戸籍法による死亡等の届 出義務者(同居の親族、その他の同 居者、家主・地主または家屋若しく は土地の管理人等)です。 [手続期限] 亡くなられた日の翌日から <u>10日以内</u>	福井市保健所 地域保健課 (西木田2-8-8) TEL:33-5182 FAX:33-5473
施術所・歯科技工所関係	対象事業所を 個人で営んで いる方	事業所の廃止の 届出	[手続期限] 亡くなられた日の翌日から <u>10日以内</u>	
	<対象となる事業所> 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)、歯科技工所			
薬局等関係	対象事業所を 個人で営んで いる方	事業所の廃止の 届出	<input type="checkbox"/> 現に受けている 許可証または登録証 [手続期限] 亡くなられた日の翌日から <u>30日以内</u>	
<対象となる事業所> 薬局、医薬品販売業(店舗販売業)、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、高 度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業				

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
飲食・食品製造販売	飲食店、食品製造・販売業等を営んでいる方	廃止または承継の届出 等	□現に受けている営業許可証 等 承継（相続）の際は、必ずご相談ください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">福井市保健所</div> 生活衛生課 (西木田 2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473
生活衛生関係営業	対象となる事業所の営業許可等を受けている方	廃止または承継の届出 等	□現に受けている 営業許可証または検査確認済証 業種や承継の内容に応じて、必要な書類が異なりますので、右記窓口にお問合せください。 事業承継（相続）の際は、必ずご相談ください。 [手続期限] 温泉利用施設、旅館・ホテル・簡易宿所等を相続する場合、営業者が亡くなった日の翌日から <u>60日以内</u> にお手続きください。 60日を超えてしまうと、新規で許可の申請が必要となり、手数料が高くなります。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <対象となる事業所> 理容所、美容所、クリーニング所、興行場（映画館等）、旅館・ホテル・簡易宿所等、公衆浴場、温泉利用施設 </div>				
生活衛生免許関係	生活衛生関係の免許をお持ちの方	免許証の返納 名簿登録の消除 死亡の届出（ふぐ処理登録者）	詳しくは、右記窓口へお問合せください。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <対象となる免許証の種類> 調理師、製菓衛生師、ふぐ処理登録者、クリーニング師 </div>				
特定建築物	特定建築物の所有者	廃止または変更の届出 等	詳しくは、右記窓口へお問合せください。	
動物取扱業	ペットショップ、ペットホテル等を営んでいる方	廃業届	□現に受けている登録証（第一種動物取扱業の場合） 詳しくは、右記窓口へお問合せください。	

(10) その他市役所以外での主な手続き・相談等

項目	種別	主な手続き・相談等	お問合せ先等
普通自動車・軽自動車・二輪車	普通自動車 (自動車税 種別割)	自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されます。 年度途中で亡くなられた場合でも1年分納める必要がありますが、抹消した場合は月割りで減額されます。 相続により、普通自動車の権利を取得した方は、福井運輸支局で名義変更の手続きが必要です。	福井県税事務所 課税第二課 自動車税グループ (松本 3-16-10 福井合同庁舎 2階) TEL:21-8274 FAX:21-8260
	普通自動車	名義変更・抹消・廃車 毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されますので、お早めにお手続きください。	中部運輸局 福井運輸支局 (西谷 1-1402) TEL:050-5540-2057
	軽自動車 (三・四輪)		軽自動車検査協会 福井事務所 (浅水町 138-11-3) TEL:050-3816-1774
	二輪車 (125cc 超)		中部運輸局 福井運輸支局 (西谷 1-1402) TEL:050-5540-2057
県営住宅	明渡し手続き等	<p><町屋、上野、大安寺団地> のれん会県営住宅管理センター (高柳 2-1301 レインボービル 6階) TEL:43-1002</p> <p><杉の木台、下荒井、清水グリーンハイツ、社団地> 福井県営住宅南部地域管理センター (下馬 3-511 福井メディカルセンター 1階) TEL:33-2500</p>	
相続・準確定申告等	法定相続情報証明制度	各種相続手続きに利用することができる法定相続情報一覧図の写しの交付を行っています。手数料は無料です。	福井地方法務局 P.25に案内図 (春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 5・6階) 法定相続情報証明制度について TEL:22-4981 法務局ホームページ (法定相続情報証明制度)
	自筆証書遺言書保管制度	遺言書が法務局に預けられているかの確認や、預けられている遺言書の内容についての証明書を請求できます。手続は予約制です。詳しくはお問合せください。	 自筆証書遺言書保管制度について TEL:22-4192 法務省ホームページ (自筆証書遺言書保管制度)
	相続放棄・限定承認	相続放棄・限定承認の申立	福井家庭裁判所 (春山 1-1-1) TEL:91-5069
	国税関係	相続税手続き・所得税(準確定申告)・消費税申告手続き(要予約)	福井税務署 P.25に案内図 (春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 2階) TEL:23-2690 (自動音声案内)
その他 国・県	運転免許証	返納義務があります。 (有効期間中のものは亡くなられたことが確認できる書類が必要です)	最寄りの警察署交通課 または 福井県運転者教育センター (坂井市春江町針原 58-10) TEL:51-2820
	パスポート	返納手続き (有効期間中のもののみ)	福井旅券室 (宝永 3-1-1 福井県国際交流会館 1階) TEL:28-8820 FAX:28-8828
	特別永住者証明書 在留カード	証明書及びカードの返納	名古屋出入国在留管理局 福井出張所 (春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 14階) TEL:28-2101 P.25に案内図

項目	種別	主な手続き・相談等	お問合せ先等
電気	電気（北陸電力）	名義変更・解約	北陸電力お客様サービスセンター TEL:0120-776453
	電気（北陸電力以外）	名義変更・解約	各電力会社等
ガス	都市ガス	名義変更・解約	福井都市ガス（飯塚町 20-1-5） TEL:43-6801 FAX:43-6734
	LPガス（プロパンガス）	名義変更・解約	各販売店等
通信関係	電話（NTT）	名義変更・解約	NTT西日本 TEL:局番なしの116 （携帯電話の場合 0800-2000116）
	電話（NTT以外）	名義変更・解約	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター TEL:0120-151515 または 0570-077-077 上記が利用できない場合 TEL:050-3786-5003
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	ふくいケーブルテレビ お客様センター TEL:0120-05-5710
金融機関等	預貯金等	口座凍結の解除	各金融機関
	クレジットカード	解約	各契約会社
	株式・投資信託等	名義変更・解約	証券会社等
	住宅ローン、自動車ローンなど	ローン残高の返済	各金融機関
保険	生命保険	保険金の請求等	各保険会社または代理店
	自動車保険	名義変更・解約	各保険会社または代理店
	損害保険	名義変更・解約	各保険会社または代理店
各種相談	不動産の相続登記・登記手続案内	不動産の所有権の登記名義人が亡くなられた場合は、不動産を管轄する法務局へ相続登記申請の必要があります。登記手続案内は予約制です。詳しくは、お問合せください。	福井地方法務局 P.25に案内図 （春山1-1-54 福井春山合同庁舎5階） 登記手続案内予約電話番号 TEL:22-4988
	相続相談（法律関係）	相続は予約制です。開催日等はお問合せください。	福井弁護士会（宝永 4-3-1） TEL:23-5255
	相続相談（登記関係）		福井県司法書士会（下馬 2-314） TEL:43-1669 FAX:43-0608
	相続相談（税務関係）	【予約制】毎月第1・3水曜 お1人30分（1～3月は除く）	北陸税理士会福井支部 （日之出 5-14-25） TEL:52-0510

4 戸籍謄本や住民票の写し等の交付について

市民課証明係（市役所本館1階）

TEL:20-5219 FAX:20-6032

市民課では、各種相続手続き等に必要となる、戸籍謄本や住民票の写し等を発行しています。マイナンバーカードをお持ちであっても、改製原戸籍等、コンビニでは発行できないものがございますのでご注意ください。

また、各種証明書を発行できる場所については、次ページをご覧ください。

(1) 戸籍

出生から死亡までの間の、どの部分の戸籍が必要となるか、あらかじめ提出先にご確認ください。

亡くなられた方の配偶者、直系尊属(父母、祖父母等)、直系卑属(子、孫等)以外の方からの請求の際には、原則配偶者または直系の方からの委任状が必要です。委任状はP.26の様式をコピーしてご利用いただけますが、同一内容を満たす任意の様式でも構いません。

〈各証明書の手数料〉

証明書の種類	手数料	必要なもの
現戸籍 (謄本(全部事項証明)、抄本(個人事項証明))	1通 450円	本人確認書類、 認印(氏名が自署でない場合)、 (委任状)
除籍 (謄本(全部事項証明)、抄本(個人事項証明))	1通 750円	本人確認書類、 認印(氏名が自署でない場合)、 (委任状)
改製原戸籍(謄本・抄本)		
附票(全部・一部証明)の写し	1通 300円	本人確認書類、 認印(氏名が自署でない場合)、 (委任状)

(2) 住民票

記載の必要な項目を、あらかじめ提出先にご確認ください。

亡くなられた方の住民票の除票(除住民票)の写しを請求できる方は、利用目的及び提出先によって異なります。また、請求の際に必要なものについても異なりますので、事前にお問合せください。

〈各証明書の手数料〉

証明書の種類	手数料	必要なもの
住民票の写し	1通 300円	本人確認書類、 認印(氏名が自署でない場合)
住民票の写し(広域交付)		
住民票の除票(除住民票)の写し		
住民票記載事項証明		

(3) 戸籍謄本や住民票の写し等の発行が可能な窓口

市民課窓口のほか、各サービスセンター・連絡所で、下表の各種証明書の交付や届出業務を行っています。業務時間は、平日 8:30 から 17:15（受付は 17:00）までです。

○…17 時まで受付可 ◎…毎週火・金曜日は 19 時まで延長受付 ×…受付不可

機関名・住所	電話	住民票	印鑑証明書	所得証明書	納税証明書	資産証明書	車庫証明用土地証明書	印鑑の登録	印鑑の廃止	戸籍謄抄本	戸籍の附票	戸籍の届出	住所の届出	除籍謄抄本
市民課 (大手3丁目10-1)	20-5286	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東サービスセンター (松城町12-7 パリオ敷地内)	25-5349	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×	×	○
南サービスセンター (花堂南2-16-1 ベル敷地内)	36-0033	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×	×	○
西サービスセンター (測2-1705 A コープやしろ店敷地内)	36-0044	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×	×	○
北サービスセンター (堀ノ宮1-208 A コープ堀ノ宮店敷地内)	23-0637	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×	×	○
川西連絡所 (砂子坂町5-58 川西コミュニティーセンター併設)	83-1111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田連絡所 (下森田藤巻町2 森田公民館併設)	56-0001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東足羽連絡所 (東郷ニヶ町6-6 東体育館併設)	41-0301	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
殿下連絡所 (風尾町1-13 殿下公民館併設)	97-2101	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
国見連絡所 (鮎川町133-1-3 国見公民館併設)	88-2001	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
美山連絡所 (美山町7-1)	90-1111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
越廼連絡所 (茶崎町1-68 越廼公民館併設)	89-2111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清水連絡所 (風巻町28-8-1 清水健康管理センター併設)	98-2001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※資産証明書は取扱いできないものがあります。

※証明の種類によってはお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5 遺品の処分

収集資源センター（南江守町 2-1）
TEL:35-0052 FAX:35-0813

遺品を整理し、処分される場合は、種別ごとに各施設に直接お持ち込みいただくことができます。粗大ごみとなる場合は、戸別収集をお申込みいただくこともできます。持ち込み、戸別収集は、いずれも費用がかかります。

また、市では処理できないごみもあります。詳しくはお問合せください。

〈ごみの持ち込み先一覧〉 ※ごみの種類や住んでいる地区によって持ち込める施設が異なります。

施設名 P.24に案内図	収集資源センター (南江守町 2-1)	福井市 クリーンセンター (寮町 50-41)	広域圏 清掃センター (あわら市笹岡 33-3-1)	鯖江 クリーンセンター (鯖江市西番町 15-11)
電話	35-0052	53-8999	74-1314	0778-51-2310
持込が できる地区	市内全地区		福井地区・美山地区	越廼地区・清水地区
受入日時	平日、第2日曜（祝日を除く） 8時30分～12時、13時～17時		平日、第2・4日曜 （祝日を除く） 8時30分～17時	平日、第2日曜 （祝日を除く） 8時30分～17時
燃やせる ごみ	×	○ (平日のみ)	×	○
燃やせない ごみ	×	×	○ (平日のみ)	○
燃やせる 粗大ごみ※1	○	○	○	○
燃やせない 粗大ごみ※2	○	×	○	○
注意事項	事業所のごみは持ち込めません。	プラスチック類は持ち込めません。第2日曜は粗大ごみのみ受け入れます。	中身が確認できる状態で持ち込んでください。	福井市指定ごみ袋または中身の見える透明・半透明の袋を使用してください。第2日曜は家庭系粗大ごみのみ受け入れます。

※1 燃やせる粗大ごみの例

木製の家具・寝具類（スプリング入りマットレスは燃やせない粗大ごみ）、じゅうたん、カーペット、布団、毛布、座布団など。

※2 燃やせない粗大ごみの例

大型家電類（掃除機、電子レンジ、ガス釜、ステレオ、電気カーペットなど）、スポーツ用具・子供遊具類（スキー板、スノーボード、ゴルフクラブ、三輪車、ベビーカーなど）、大型プラ製品、その他（自転車、ストーブ、スプリング入りマットレス・ソファ、スチールパイプベッドなど）。

i 粗大ごみの戸別収集（回収日は平日のみ）

粗大ごみをご自身で処理施設へ持ち込めない場合は、有料で戸別収集の申込みを受け付けています。収集資源センター（TEL:35-0052）へご連絡ください。

- ・収集点数は、1回につき5点までに限ります。
- ・年末年始など混雑が予想される時期は、お早め（1か月程度前）にご予約願います。

⚠ 市では処理できない粗大ごみ

次の粗大ごみは、前ページの施設では受け入れられません。詳しくは、下記連絡先または収集資源センター（TEL:35-0052）へお問合せください。

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

手続き方法① 購入店や買い替え店に依頼する

手続き方法② 収集運搬業者に依頼する

※許可業者については、収集資源センターにお尋ねください。

手続き方法③ 郵便局でリサイクル費用を振込後、リサイクル券を受け取り、リサイクル券とともに製品を指定場所へ持ち込む

〈リサイクル券の標準的な料金(振込手数料を除く)〉令和3年4月時点

種 別	金額(税込)
エアコン(壁掛け形・床置形・ウインド形)	990円
テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	16型以上 2,970円 15型以下 1,870円
冷蔵庫・冷凍庫	171ℓ以上 4,730円 170ℓ以下 3,740円
洗濯機・衣類乾燥機	2,530円

※一部メーカーは料金が異なります。

※別途振込手数料がかかります。

パソコン

手続き方法

パソコンメーカーに直接お申込みください。

自作のもの、倒産したメーカーのもの、輸入販売のものなど、回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会(TEL:03-5282-7685)にお問合せください。

排出禁止物（廃油、廃塗料、自動車、グランドピアノ、オートバイ、農機具、土砂、瓦、ブロック、コンクリート、金庫、危険物及び爆発のおそれのあるもの、農薬、毒薬、ガスボンベ、消火器、バッテリー、火薬、シンナー、医療廃棄物、産業廃棄物、ドラム缶など）

手続き方法

詳しくは、収集資源センターにお問合せください。

6 お住まいになられていた家が空き家になったとき

住宅政策課（市役所本館4階）

TEL:20-5571

福井市では空き家を有効に活用し、定住促進を図るために福井市空き家情報バンクを開設しています。空き家を売りたい方・貸したい方の空き家情報を、空き家を活用したい人に紹介する制度です。

空き家情報バンクへの登録をご検討される方は、住宅政策課へご相談ください。

なお、登録申込書等はホームページにも掲載しています。

<https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jutaku/akiyataisaku/p003410.html>

⚠ ご注意ください

- ・管理が不十分な空き家等の場合、法律や条例に基づき、市が建物の修繕や樹木の剪定等について指導する場合があります。
- ・近隣住民や周辺環境に配慮した適正な管理をお願いします。

7 ご遺族の相談・支援窓口


(当ハンドブックへの掲載にご了承
いただいた窓口を紹介いたします。)

地域保健課 (西木田 2-8-8)
TEL:33-5185 FAX:33-5473





大切な人を亡くされたご遺族のみなさまの相談や支援をしている窓口があります。

※ ((ピア・サポート)) とは、同じような経験をされた方やそのご家族が行う支援活動です。


■がん患者のご遺族の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホ-ムペ-ジ
福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井県済生会病院 福井赤十字病院 市立敦賀病院	0776-54-5151(代表) 0776-61-3111(代表) 0776-28-1212 0776-36-3673 0770-22-3611(代表) 月曜日～金曜日 (祝日を除く) 8:30～17:00	各病院の「がん相談支援センター」では、専門の相談員がお話をうかがい、がん患者のご遺族の不安やご相談などにお応えします。 各病院を利用していない方やご家族もご相談可能です。	HPはこちらをクリック 




■流産や死産でお子さまを亡くされた方の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホ-ムペ-ジ等
市健康管理センター カウンセラー相談	0776-28-1256 毎月第2火曜日 9:30～10:30 10:45～11:45	臨床心理士がお話をうかがいます。 事前のご予約が必要です。	HPはこちらをクリック 
天使の母の会福井 (ピア・サポート)	LINE 又は Instagram からお問い合わせ ください。	流産や死産などで赤ちゃんを亡くされた方やそのご家族が語り合える場を提供しています。	LINE  Instagram 
カウンセリングルーム なかがわ (ピア・サポート)	080-8699-8910 月曜日～金曜日 (祝日を除く) 10:00～17:00 (不定休)	女性(産前産後含む)に寄り添う有料カウンセリングを行っています。 公認心理師がお話をうかがいます。 ご予約お問い合わせは、電話・ショートメール・HPの入力フォームからできます。	HPはこちらをクリック 


■大切な人を亡くされた方の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホ-ムペ-ジ
グリーフケア福井 (ピア・サポート)	090-1631-8918 毎週月曜日 10:00～15:00 ※上記以外は留守番電話 にメッセージを残していた だければ対応します。	大切な人を亡くされた方の「悲嘆(グリーフ)」からの回復をサポートする活動を行っています。	HPはこちらをクリック 



■自死で身近な人を亡くされた方の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームペー-ジ
自死遺族 アルメリアの会 (ピア・サポート)	090-9448-4668 (不定休)	自死によりご家族やご友人など大切な人を亡くされた方同士が、同じような体験を共に分かち合える場所です。 話さなくても居るだけでも大丈夫です。	HPはこちらをクリック 
自死遺族相談ダイヤル (全国自死遺族総合支援センター)	03-3261-4350 木曜日 10:00~20:00 日曜日 10:00~18:00 (祝日を除く)	身近な人を自死・自殺で亡くされた方のための電話相談を行っています。 訓練を受けた相談員が、苦しみや悲しみなどじっくりお話をうかがいます。	HPはこちらをクリック 
全国自死遺族法律相談 ホットライン (自死遺族支援弁護士)	050-5526-1044 毎週水曜日 (祝日を除く) 12:00~15:00	弁護士がご遺族のみなさんのおかれた状況に配慮しつつ法的な支援を行います。	HPはこちらをクリック 

■犯罪や事故で亡くなられたご遺族の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームペー-ジ
福井被害者支援センター	0120-783-892 月曜日~土曜日 (祝日を除く) 10:00~16:00	犯罪や事故でご家族を亡くされたご遺族に対して、電話や面接によるカウンセリング等の精神的支援や、裁判所・警察署などへの付き添い支援を行っています。	HPはこちらをクリック 

■その他こころの相談窓口

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームペー-ジ
市保健所 地域保健課 こころの健康相談	0776-33-5185 月曜日~金曜日 (祝日を除く) 8:30~17:15	精神科医師や臨床心理士等がお話をうかがいます。 事前のご予約が必要です。	HPはこちらをクリック 
福井県総合福祉相談所 (ホットサポートふくい) こころの健康相談	0776-26-4400 月曜日~金曜日 (祝日を除く) 9:00~17:00	電話によるこころの相談を受けています。 来所の相談にはご予約が必要です。	HPはこちらをクリック 

8 庁舎等案内図

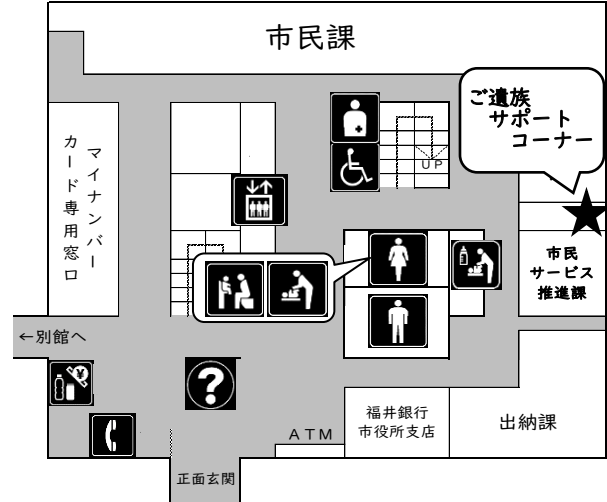
福井市役所 本館、別館、企業局庁舎

電話（代表）： 0776-20-5111

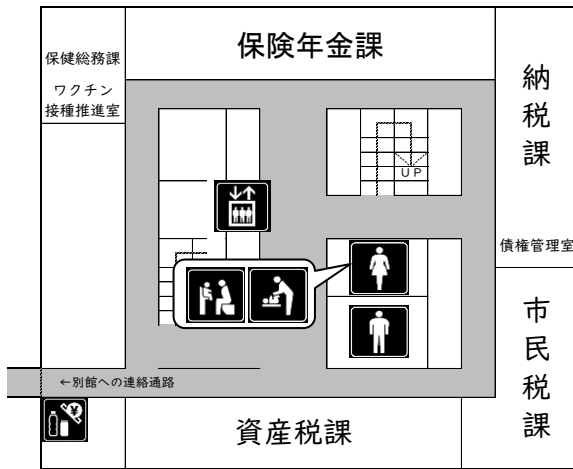
住所：本館、別館… 福井市大手 3-10-1
 企業局庁舎… 福井市大手 3-13-1



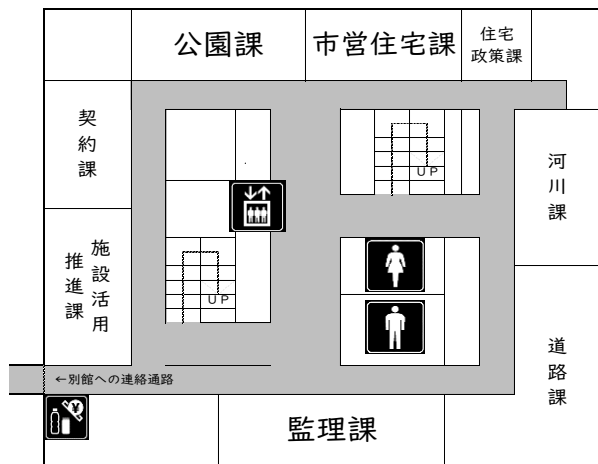
本館1階



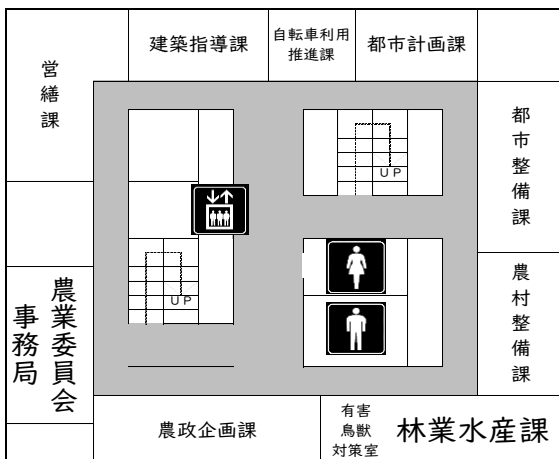
本館2階



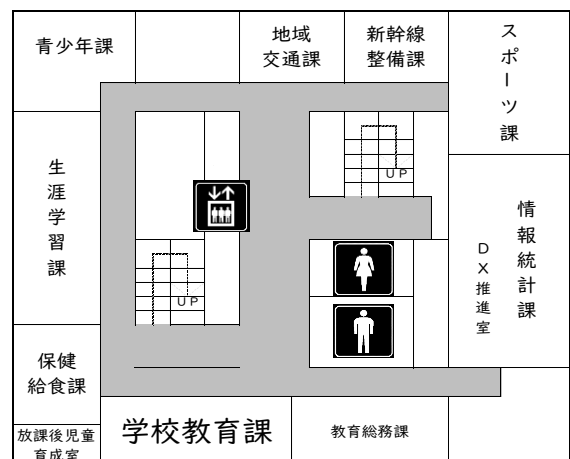
本館4階



本館5階



本館6階



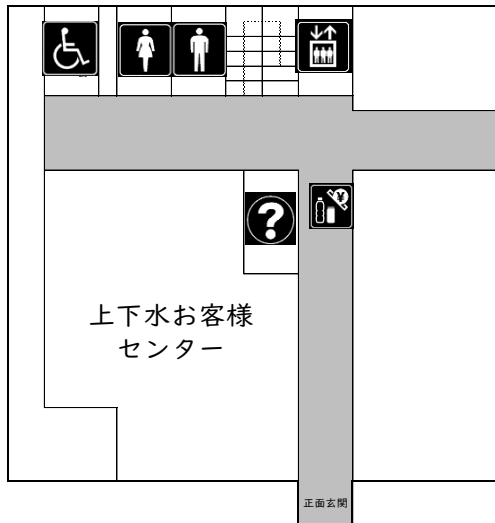
別館1階



別館2階



企業局庁舎1階



ピクトグラム凡例

	案内所		男性用トイレ
	ベビールーム		女性用トイレ
	授乳室		ベビーチェア有トイレ
	エレベーター		ベビーシート有トイレ
	公衆電話		バリアフリートイレ
	自動販売機		オストメイトトイレ

福井市保健所 住所：福井市西木田 2-8-8

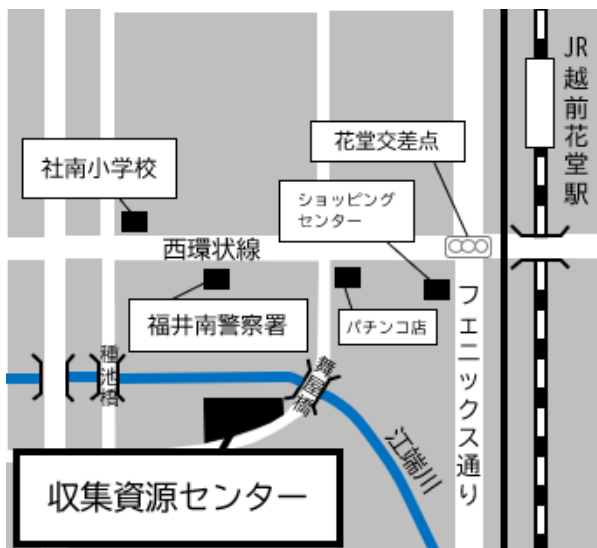
電話：地域保健課 33-5182
生活衛生課 33-5183



ごみの持ち込み先 (P.18 関連)

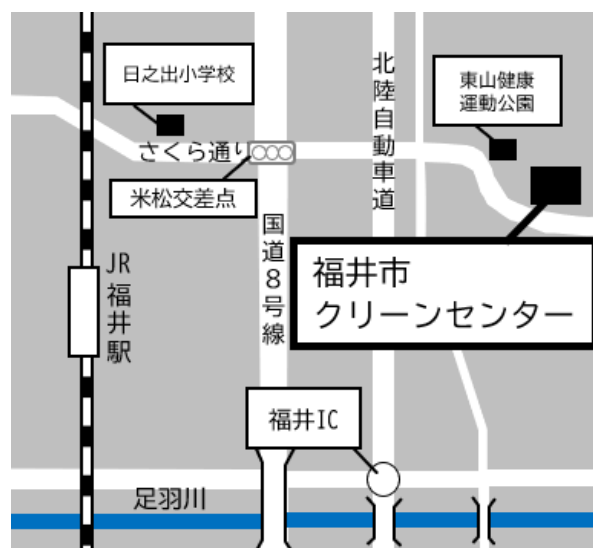
収集資源センター

住所：福井市南江守町 2-1 電話：35-0052



福井市クリーンセンター

住所：福井市寮町 50-41 電話：53-8999



広域圏清掃センター

(福井・美山地区の方のみ持ち込めます)

住所：あわら市笹岡 33-3-1

電話：74-1314



鯖江クリーンセンター

(越廼・清水地区の方のみ持ち込めます)

住所：鯖江市西番町 15-11

電話：0778-51-2310



日本年金機構 福井年金事務所 住所：福井市手寄 2-1-34

電話：予約受付専用電話
0570-05-4890

年金のお問合せ
0570-05-1165
または
23-4518
自動音声案内後①→②



福井春山合同庁舎 住所：福井市春山 1-1-54

福井地方法務局（5・6階）

電話：登記手続案内予約番号
22-4988
法定相続情報証明制度
22-4981
自筆証書遺言書保管制度
22-4192

福井税務署（2階）

電話：23-2690（代表）

相続税手続き
自動音声案内後①→③

所得税（準確定申告）手続き
自動音声案内後①→①

消費税申告手続き
自動音声案内後①→⑤

※税務署での面接相談は事前予約が必要
自動音声案内後②



代理人選任届（委任状）

（宛先）福井市長

年 月 日

本人 (頼んだ人)	住 所
	氏 名 ※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
	生年月日 大・昭・平・令・西暦 年 月 日

私は、次の者を代理人として選任し、以下の権限を委任します。

（該当するものすべてを☑してください。）

- 住民票請求に関する権限
- 戸籍請求に関する権限
- 住民異動届に関する権限
- その他（具体的に記入してください。）

（

代理人 (頼まれた人)	住 所
	氏 名

- （注意事項）
- 1 代理人選任届（委任状）は本人（頼んだ人）が手書きしてください。
本人（頼んだ人）が手書きしない場合は記名押印してください。
 - 2 委任の内容は必ず記入してください。
 - 3 郵送による請求の際には本人と代理人双方の身分確認証が必要になります。

※第三者が請求される場合はご記入ください。

（使用目的、提出先等を具体的に記入してください。使用目的確認のため、資料確認もさせていただきます。）

（

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

発 行：福井市

ご遺族サポートコーナーに関する予約・お問い合わせ：
市民生活部 市民課

TEL:0776-20-5262

編集：市民生活部 市民サービス推進課

TEL:0776-20-5303